

2010年7月21日

各府立学校 校長・准校長 様  
各市町村教育委員会 教育長 様  
各市町村立学校長 様

新勤評反対訴訟団

## 府教委が実施する「教職員の評価・育成システム」に関する アンケート調査に関する申し入れ

私たち新勤評反対訴訟団は教職員「評価・育成システム」が憲法・教育基本法に違反するとして司法の場で争っています。原告を中心に教職員だけでなく父母・府民等の賛同者も含めて組織されています。

さて、大阪府教委は7月15日に突然「評価・育成システムに関するアンケート」を下りました。それは府立学校長・准校長、公立学校校長と市町村教育長の全員に回答を求めながら、教職員に対してはごく少数にしか行わないという極めて恣意的なアンケートです。小学校では校長一人と教職員一人か二人という、教職員の意見を全く軽視したやり方です。また無作為抽出といいながら、その方法さえ明らかでなく客観性がありません。まるで9月にも府の教育委員会議で決定する評価・育成システムと給与反映の一層の制度改悪のためのアリバイ作りのようなやり方です。私たちはこのようなやり方は全く公平性を欠いた不当なものだと考えます。府教委は制度の試行の時に全教職員にアンケートを実施しました。それ以後は評価される当事者である教職員の意見を一切聞いていません。制度を改変するためにこれまでの制度を検証するなら、最低限全教職員の意見を聞くことが必要です。

同封のリーフレットにあるように、私たち訴訟団の検証PTは府立高校の教職員の1割強、903人の協力を得て評価・育成システムに対するアンケート調査を行いました。その結果は極めて深刻であり、回答者の9割がシステムに否定的で、給与反映にも否定的です。これは府教委が強行する評価・育成システムと給与反映に対して教職員の間いかに強い不満が渦巻いているのを示しています。また、校長の評価に対しても多くの教職員が極めて強い不満を持ち、不当だと感じていることを示しています。すでにシステムに対する教職員の信頼は失われていると私たちは考えます。

信頼性・納得性あるシステムでなければ、「教職員の意欲・資質能力の向上」「教育活動の充実」「学校の活性化」等に十分な効果をあげることは期待できません。私たちのアンケート結果に表れた教職員の意見を真剣に受け止めるべきではないでしょうか。高校で私たちのアンケートにも満たないわずか700名の教職員にしかアンケートを行わない、そんなお茶を濁すようなやり方ではたして改善や信頼回復などできるでしょうか。大阪の「教職員の評価・育成システム」は関係者の腰を据えての本格的な検証と見直しが必要です。

私たちは別紙の質問と要請を7月20日に府教委に対して行いました。皆様方にも以下のことを府教委に対して行っていただくよう要請する次第です。

**(1)質問項目を客観性のあるものに改め、全教職員を対象にして「教職員の評価・育成システム」アンケートをやり直すことを府教委に要求してください。**

**(2)研究者を含めた第三者機関を設置し、検証の客観性・公正性を確保することを府教委に要求してください。**

### 連絡先

新勤評反対訴訟団

〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目3-3 星光ビル1階

電話/FAX 06-6311-1250 携帯 080-6145-8019

eメール: shinkinpyouhantai@trad.ocn.jp